

防 火 対 象 物 点 検 票

防 火 管 理 者						㊟
立 会 者						㊟
点 検 年 月 日	年 月 日 ~ 年 月 日					
防 火 管 理 維 持 台 帳	記録の有無 有・一部有・無		保存の有無 有・一部有・無			
防 火 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 (号 棟)	事項 階別	用 途	床 面 積	点検する部分の床面積	備 考
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		階		m ²	m ²	
		合計		m ²	m ²	
備 考						

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 防火管理維持台帳の欄は、該当する にレ点を記入すること。

点検項目		点検結果		状況及び措置内容	
		判定	不備内容		
届出	防火管理者選任(解任)	適 否			
	消防計画作成(変更)	適 否			
消 防 計 画	自衛消防の組織	適 否			
	火災予防上の自主検査	適 否			
	消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備	適 否			
	避難施設の維持管理及びその案内	適 否			
	防火上の構造の維持管理	適 否			
	収容人員の適正化	適 否			
	防火上必要な教育	適 否			
	消火、通報及び避難訓練	適 否			
	消火活動、通報連絡及び避難誘導	適 否			
	消防機関との連絡	適 否			
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	適 否			
	防火管理に關し必要な事項	適 否			
	防火管理業務の一部委託	適 否			
	権原の範囲	適 否			
	に地震防災対策強化対象地域	自衛消防の組織	適 否		
		情報等の伝達	適 否		
避難誘導		適 否			
施設及び設備の点検及び整備		適 否			
応急対策		適 否			
防災訓練		適 否			
教育及び広報		適 否			
防火管理者	消火訓練及び避難訓練の実施回数	適 否			
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	適 否			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」のにレ点を記入し、不備のある場合は「否」のにレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
共同 防火 管理 協議 事項	作 成	適		
		否		
	届 出	適		
		否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理	適			
	否			
防 炎 物 品 の 表 示	適			
	否			
圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い の 届 出	適			
	否			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」のレ点を記入し、不備のある場合は「否」のレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目	法第17条の2の5第1項の適用	法第17条の3第1項の適用	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
消火器・簡易消火用具			適		
			否		
屋 内 消 火 栓 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
スプリンクラー設備	有	有	適		
	無	無	否		
水噴霧消火設備等	有	有	適		
	無	無	否		
屋 外 消 火 栓 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
動力消防ポンプ設備	有	有	適		
	無	無	否		
自動火災報知設備	有	有	適		
	無	無	否		
ガス漏れ火災警報設備	有	有	適		
	無	無	否		
漏電火災警報器			適		
			否		
消防機関へ通報する 火災報知設備	有	有	適		
	無	無	否		
非常警報器具・ 非常警報設備			適		
			否		
避 難 器 具			適		
			否		
誘導灯・誘導標識			適		
			否		
消 防 用 水	有	有	適		
	無	無	否		
排 煙 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
連 結 散 水 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
連 結 送 水 管	有	有	適		
	無	無	否		
非常コンセント設備	有	有	適		
	無	無	否		
無線通信補助設備	有	有	適		
	無	無	否		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法第17条の2の5第1項の適用の欄及び法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の にレ点を記入すること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいうこと。

点 検 項 目		必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第29条の4第1項の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等		適		
			否		
点 検 項 目		適用される消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
消防用設備等	令第32条の適用		適		
			否		
点 検 項 目		特殊消防用設備等の概要	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
特殊消防用設備等	法第17条第3項の特殊消防用設備等		適		
			否		
点 検 項 目		適用される消防用設備等又は特殊消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
			判 定	不 備 内 容	
特殊消防用設備等又は	設置の届出		適		
			否		
消防機関の検査			適		
			否		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」のにレ点を記入し、不備のある場合は「否」のにレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

防火対象物点検票

防火管理者							㊟
立会者							㊟
点検年月日		年 月 日 ~ 年 月 日					
防火管理維持台帳		記録の有無 有・一部有・無		保存の有無 有・一部有・無			
防火対象物の概要	階別概要(号棟)	事項 階別	用途	床面積	点検する部分の床面積	備考	
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		合計		m ²	m ²		
備考							

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 防火管理維持台帳の欄は、該当する にレ点を記入すること。

点検項目		点検結果		状況及び措置内容	
		判定	不備内容		
届出	防火管理者選任(解任)	適 否			
	消防計画作成(変更)	適 否			
消 防 計 画	自衛消防の組織	適 否			
	火災予防上の自主検査	適 否			
	消防用設備等の点検及び整備	適 否			
	避難施設の維持管理及びその案内	適 否			
	防火上の構造の維持管理	適 否			
	収容人員の適正化	適 否			
	防火上必要な教育	適 否			
	消火、通報及び避難訓練	適 否			
	消火活動、通報連絡及び避難誘導	適 否			
	消防機関との連絡	適 否			
	工事中の火気使用又は取扱いの監督	適 否			
	防火管理に關し必要な事項	適 否			
	防火管理業務の一部委託	適 否			
	権原の範囲	適 否			
	に地震防災対策強化対象地域	自衛消防の組織	適 否		
		情報等の伝達	適 否		
避難誘導		適 否			
施設及び設備の点検及び整備		適 否			
応急対策		適 否			
防災訓練		適 否			
教育及び広報		適 否			
防火管理者	消火訓練及び避難訓練の実施回数	適 否			
	消火訓練及び避難訓練を実施する場合の消防機関への通報	適 否			

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」のレ点を記入し、不備のある場合は「否」のレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
共同 防火 管理 協議 事項	作 成	適		
		否		
	届 出	適		
		否		

点 検 項 目		点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
		判 定	不 備 内 容	
避 難 上 必 要 な 施 設 及 び 防 火 戸 の 管 理	適			
	否			
防 炎 物 品 の 表 示	適			
	否			
圧 縮 ア セ チ レ ン ガ ス 等 の 貯 蔵 又 は 取 扱 い の 届 出	適			
	否			

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 判定の欄は、適正な場合は「適」のレ点を記入し、不備のある場合は「否」のレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
 - 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
 - 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

点 検 項 目	法第17条 の2第1 項の適用	法第17条 の3第1 項の適用	点 検 結 果		状 況 及 び 措 置 内 容
			判 定	不 備 内 容	
消火器・簡易消火用具			適		
			否		
屋 内 消 火 栓 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
スプリンクラー設備	有	有	適		
	無	無	否		
水噴霧消火設備等	有	有	適		
	無	無	否		
屋 外 消 火 栓 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
動力消防ポンプ設備	有	有	適		
	無	無	否		
自動火災報知設備	有	有	適		
	無	無	否		
ガス漏れ火災警報設備	有	有	適		
	無	無	否		
漏電火災警報器			適		
			否		
消防機関へ通報する 火災報知設備	有	有	適		
	無	無	否		
非常警報器具・ 非常警報設備			適		
			否		
避 難 器 具			適		
			否		
誘導灯・誘導標識			適		
			否		
消 防 用 水	有	有	適		
	無	無	否		
排 煙 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
連 結 散 水 設 備	有	有	適		
	無	無	否		
連 結 送 水 管	有	有	適		
	無	無	否		
非常コンセント設備	有	有	適		
	無	無	否		
無線通信補助設備	有	有	適		
	無	無	否		

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 法第17条の2第1項の適用の欄及び法第17条の3第1項の適用の欄は、規定が適用される場合は「有」の にレ点を記入し、適用されない場合は「無」の にレ点を記入すること。
- 判定の欄は、適正な場合は「適」の にレ点を記入し、不備のある場合は「否」の にレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 設置義務のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。
- 水噴霧消火設備等とは、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備をいうこと。

点 検 項 目	適用される 消防用設備等	点 検 結 果		状況及び措置内容
		判 定	不 備 内 容	
消 防 用 設 備 等	令 第 32 条 の 適 用	適		
		否		
	設 置 の 届 出	適		
		否		
	消 防 機 関 の 検 査	適		
		否		

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 判定の欄は、適正な場合は「適」のレ点を記入し、不備のある場合は「否」のレ点を記入するとともに、不備内容の欄にその内容を記入すること。
- 3 状況及び措置内容の欄には、点検時の点検項目の状況及び点検の際措置した内容を記入すること。
- 4 該当のない点検項目については、状況及び措置内容の欄に「該当なし」と記入すること。

「消防法施行規則第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を定める件の一部を改正する件」
 (傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を次のとおり定める。</p> <p>平成十四年十一月二十八日 消防庁長官</p> <p>第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の六第一項第二号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>四（十四）（略）</p> <p>十五 規則第三条第四項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項</p> <p>一 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>（二）（六）（略）</p>	<p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の二の六第一項第二号、第三号及び第七号の規定に基づき、防火対象物の点検基準に係る事項等を次のとおり定める。</p> <p>平成十四年十一月二十八日 消防庁長官</p> <p>第一 消防計画に基づき適切に行われていることとされる事項</p> <p>消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第四条の二の六第一項第二号の事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 消防用設備等の点検及び整備並びに当該点検の結果に基づく措置に関する事項</p> <p>四（十四）（略）</p> <p>十五 規則第三条第四項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する防火対象物にあつては、次に掲げる事項</p> <p>一 大規模地震対策特別措置法第二条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）が発せられた場合における自衛消防の組織の編成、任務の分担及び指揮命令系統に関する事項</p> <p>（二）（六）（略）</p>

十六 (略)

第二 (略)

第三 消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る事項

規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等又は特殊消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。

一十九 (略)

二十 前各号の規定にかかわらず、令第二十九条の四第

一項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等にあつては、引き続き、消防長

(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長が、同項に規定する通常用

いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上であると認められた状況で設置されていること。

二十一 前各号の規定にかかわらず、現に令第三十二条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長又は消防署長が、同条の適用を認められた状況で設置されていること。

二十二 前各号の規定にかかわらず、法第十七条第三項に規定する特殊消防用設備等にあつては、同項に規定する設備等設置維持計画に従つて設置されていること。

二十三 前各号の規定にかかわらず、法第十七条の二の五第一項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定に従つて設置されていること。

二十四 前号に掲げるもののほか、法第十七条の三第一

十六 (略)

第二 (略)

第三 消防用設備等の設置に係る事項

規則第四条の二の六第一項第七号の規定により、消防用設備等が、次に定めるところにより設置されていなければならないものとする。

一十九 (略)

二十 前各号の規定にかかわらず、現に令第三十二条の規定が適用されている消防用設備等にあつては、引き続き、消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長)又は消防署長が、同条の適用を認められた状況で設置されていること。

二十一 前各号の規定にかかわらず、法第十七条の二第一項の規定が適用される消防用設備等にあつては、当該消防用設備等の設置に係る技術上の基準に関する従前の規定に従つて設置されていること。

二十二 前号に掲げるもののほか、法第十七条の三第一

項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途
が変更される前の防火対象物における消防用設備等の
設置に係る技術上の基準に関する規定に従つて設置さ
れていること。

項の規定が適用される消防用設備等にあつては、用途
が変更される前の防火対象物における消防用設備等の
設置に係る技術上の基準に関する規定に従つて設置さ
れていること。

「消防法施行規則第四条の二の七第二項三号の規定に基づき、防火対象物の点検済表示に記載する事項を定める件の一部を改正する件」
 (傍線部分は改正部分)

<p>新</p>	<p>消防法施行規則第四条の二の七第三項三号の防火対象物の点検済表示に記載する事項は、<u>消防法施行規則第四条の二の五第二項において準用する消防法施行規則第一条の四第十項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件(平成十六年消防庁告示第 号)第四に規定する防火対象物点検資格者免状の交付番号とする</u></p>
<p>旧</p>	<p>消防法施行規則第四条の二の七第三項三号の、<u>防火対象物の点検済表示に記載する事項は、平成十四年消防庁告示第十一号第四に規定する防火対象物点検資格者免状の交付番号とする。</u></p>

消防法施行規則第三条第五項の対象となる防火対象物の要件を定める件（平成六年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

新	旧
<p>四 令別表第一に掲げる防火対象物（同表〔十六の三〕項及び〔十八〕項から〔二十〕項までに掲げるものを除く。）で、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二十条の二</u>第二号の規定による中央管理室（総合操作盤その他これに類する設備が設けられているものに限る。）が設けられていること。</p>	<p>四 令別表第一に掲げる防火対象物（同表〔十六の三〕項及び〔十八〕項から〔二十〕項までに掲げるものを除く。）で、次のいずれかを満たすこと。</p> <p>イ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）<u>第二十条の二</u>第二号八の規定による中央管理室（総合操作盤その他これに類する設備が設けられているものに限る。）が設けられていること。</p>